

議案第 36 号

山都町緑川生涯学習施設条例の廃止について

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

山都町緑川生涯学習施設の供用を廃止することに伴い、山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町緑川生涯学習施設条例を廃止する条例

山都町緑川生涯学習施設条例（平成17年山都町条例第81号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 山都町緑川生涯学習施設について

### ●沿革

- 昭和60年 旧清和村立緑川小学校校舎改築建設（建設費：93,600,000円）
- 平成7年 旧清和村立緑川小学校閉校
- 平成9年 清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の制定
- 令和3年 指定管理施設から除外

### ●概要

本施設は、昭和60年に小学校の老朽化に伴い新たに建設された校舎である。平成7年に学校が閉校となり、平成9年に「清和村立緑川生涯学習施設の設置及び管理に関する条例」を制定した。これにより、生涯学習施設としての運営が開始され、宿泊施設として活用されることとなった。その後、地元団体が管理者となり、緑仙峡フィッシングパークと合わせて指定管理施設として運営されてきた。

令和2年度には、緑仙峡フィッシングパークと緑川生涯学習施設の両施設を同時に管理する指定管理者の募集を行ったが、申請はなかった。このため、両施設は分離され、それぞれで再度募集を実施した結果、緑仙峡フィッシングパークのみ指定管理者の申請があり、緑川生涯学習施設は指定管理施設から外れる形となった。

令和3年度以降、緑川生涯学習施設は行政財産として町が直接管理することとなった。イベント等で活用されてきたが、現在では同地区にある東緑川地区交流促進センター（水の森交流館）が利用されている状況にある。そのため、令和6年度以降は未使用となり、現状もその状態が続いている。

### ●施設維持管理費用

年間 約580,000円

### ●補助金適正化法上の処分期限等

鉄筋コンクリート造：60年

終了年度：令和27年4月1日

### ●今後の利活用について

用途廃止の手続きを進め、普通財産へ移管する。